

(案)

愛鷹山自然環境保全地域
指定書及び保全計画書

令和 年 月 日

静岡県

愛鷹山自然環境保全地域

I 指定書

1 指定理由

越前岳より愛鷹山に至る稜線一帯はブナ、ミズナラ、カエデなど広葉樹を主体とした天然林に覆われ、すぐれた自然環境を形成している。

2 自然環境の概要

(1) 植生

尾根には急峻な地形を反映したツツジ類、アセビ等の植物が多く、その下部の山腹斜面にはブナ、ミズナラなどの落葉広葉樹林が分布する。緩勾配地や谷にはスギ・ヒノキ植林が広がる。

(2) 野生動物

クロツグミ、コルリ、アカゲラ、ミンサザイ等の多種の鳥類が生息する。

(3) 地形、地質、自然現象

愛鷹山は、元は成層火山で約 30 万年前の玄武岩の溶岩の流出から始まり、約 10 万年前の安山岩の溶岩の流出で火山活動を終えた。西麓は浸食が激しく、噴火口は大岳、呼子岳、鋸岳、位牌岳などに囲まれた場所と思われるが、侵食によって、火口は切り開かれ、須津川の谷頭になっている。東麓は侵食があまり進まず、愛鷹火山の表面を覆う愛鷹ローム層が広く残る。北麓は、後からの火山活動で成長した富士山の裾野に取り込まれている。

地質は、中期更新世の非アルカリ苦鉄質火山岩類からなり、安岩山・玄武岩が広く占める。山麓表層には富士山の火山による火山噴出物が堆積する。

駿河湾からの湿り気のある空気が山で上昇し、降雨しやすい環境下にある。

3 区域

(1) 区域の概要

静岡県東部で富士山の南東に位置し、富士市、沼津市、長泉町、裾野市の3市1町に属し、標高300mの山麓から複雑な尾根形状にある標高1,000～1,300mの山地である。区域の北側は富士箱根伊豆国立公園に指定されている。

(2) 位置及び区域

静岡県富士市、沼津市、裾野市、長泉町の一部

国有林富士森林計画区（関東森林管理局静岡森林管理署内）447 林班い、448 林班い、ろ、は、449 林班い、450 林班い、ろ、は、に、451 林班い、ろ 452 林班い、ろ、は、り、ろ、わ、う 453 林班い、ろ

(3) 面積

3,302 ヘクタール

(4) 土地所有関係

国有地、市町有地、民有地

II 保全計画書

愛鷹山自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

愛鷹山山頂一帯は、樹齢の高いすぐれた天然林が相当部分を占め、山麓の人工林と一体となって自然環境を形成している。

(2) 権利制限関係等の概要

土地所有については、国（国有林）が約2割、市町（公有林）が約3割、個人等（私有林）が約5割を占めている。

保安林については、水源涵養林、土砂流出防備林、保健保安林が指定されている。砂防指定地については須津川、赤淵川、千束川、佐野川で指定されている。鳥獣保護区については、特別保護区（愛鷹山）、鳥獣保護区（愛鷹山西、愛鷹山）が指定されている。漁業権、天然記念物、鳥獣保護区、鉱山・採石地、及び発電施設は地域内にない。

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

諸峰をとりまく稜線一帯のすぐれた天然林及び林下に群生する貴重な動植物を保全するため、工作物の新築等自然環境を破壊するおそれのある行為を規制し、許可を要するものとする。

(4) 保全施設に関する方針

登山者等に対し愛鷹山自然環境保全地域の優れた自然環境を周知させるため、保全施設として説明板、標識を整備するものとする。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
愛鷹山 特別地区	静岡県富山市桑崎の一部 静岡県富山市比奈の一部 国有林富士森林計画区（関東森林管理局静岡森林管理署管内）447 林班い、448 林班い、ろ、は、449 林班い、450 林班い、ろ、は、に、451 林班い、ろ 452 林班い、ろ、は、り、る、わ、う 453 林班い、ろ 別添図面のとおり	1,029ha	国有地 541 ha 公有地 485 ha	愛鷹山自然環境保全地域のうち天然高木林を中心とした地区

総括表

区 分	特別地区			普通地区			合 計		
	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地
土地所有別									
土地所有別面積 (ha)	544	485		106	437	1,730	650	922	1,730
地区別面積 (ha)	1,029			2,273			3,302		
地区別比率 (%)	31			69			100		

3 保全のための規制に関する事項

(1) 野生動植物保護地区

なし

(2) 条例第13条第3項第7号に規定する木竹の損傷を規制する区域

なし

ただし、木材の伐採に関する計画は以下の通りである。

① 許可なくして行うことができる木竹の伐採の方法と限度は、静岡県自然環境保全条例施行規則第12条に定めるところによる。

② ①以外の方法・限度によるものは許可を要するものとする。

(3) 条例第13条第3項第8号に規定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくことを規制する植物及び区域

なし

(4) 条例第13条第3項第9号に規定する動物を放つことを規制する動物及び区域

なし

(5) 条例第13条第3項第10号に規定する汚廃水の排出の規制に係る湖沼又は湿原

該当なし

(6) 条例第13条第3項第11号に規定する車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域

なし

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。(別添図面のとおりに)

施設の種類	位置	規模、構造	工種	摘要
説明板	富士市桑崎・裾野市須山(越前岳)	アルミ板 (2本支え)	新設	2箇所について修繕。2箇所について新設。
	裾野市須山(大沢林道)			
	裾野市須山・富士市江尾(呼子岳)		改良	
	裾野市須山・富士市江尾(位牌岳)			
	長泉町元長窪(桃沢林道)			
	長泉町元長窪(水神社)			
	沼津市宮本(愛鷹神社)			
	富士市中里(須津山荘)			
	富士市中里(大柵の滝)			
	富士市桑崎(桑崎林道)			
富士市桑崎(ひのきの森)	新設			
標識	富士市桑崎・裾野市須山(越前岳)	アルミ板 (1本支え)	改良	5箇所について修繕。6箇所
	裾野市須山(登山道)		改良	
	裾野市須山(登山道)		改良	

	裾野市須山（愛鷹山荘） 裾野市須山（田向林道） 裾野市須山（大沢林道） 裾野市須山（前岳） 裾野市須山・富士市江尾（呼子岳） 裾野市葛山・長泉町東野（登山道） 裾野市葛山・長泉町東野（登山道） 沼津市宮木（愛鷹神社） 富士市中里（中里林道） 富士市桑崎（桑崎林道） 富士市桑崎（巣鴨林道） 富士市桑崎（桑崎千束林道） 富士市桑崎（勢子辻林道）		新設 新設 改良 改良 新設 新設 新設 新設	について 新設。
--	---	--	--	-------------

その他、必要に応じて防火施設、砂防施設の整備に努める。